

社会福祉法人武豊町社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償支給に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人武豊町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款10条及び定款第25条の規定により、役員等報酬及び費用弁償支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役 員（会長、副会長、常務理事、理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 会長が委嘱または依頼した各種委員会の委員等

(報 酬)

第3条 役員等に支給する報酬額は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 月額 30,000円
 - (2) 副 会 長 月額 10,000円
 - (3) 常務理事 武豊町社会福祉協議会常勤職員給与等規程を準用し、武豊町社会福祉協議会常勤職員給与等規程に定める給料、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当とする。
 - (4) 理 事 理事会・評議員会に出席したときは、日額 3,000円
 - (5) 監 事 理事会・評議員会・監事会に出席したときは、日額 5,000円
 - (6) 評 議 員 評議員会に出席したときは、日額 3,000円
 - (7) 各種委員会の委員等 委員会等に出席したときは、日額 3,000円
- 2 会長および副会長の月額報酬については、毎月1日を算定基準日とする。
- 3 報酬の支給方法は、年度末または当該会議等の開催時に行うものとする。ただし、会長が認める場合には、必要に応じて支給することができる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員及び社会福祉協議会の職員には、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会の職務のために町外へ出張をしたときは、費用弁償として出張に要した額の交通費を実費支給する。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の支給方法については、償還払いにより行う。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。